## 資料

## 『弟子屈町都市計画マスタープラン実施等の分析』

## 評価基準

	【評価の内容】		
【評価の区分】	定量的な基準値 や目標値	最新の都市計画等の方向性や、関連施策の実施状況	
■評価できる	現段階での乖 離は無い	記述内容と現状(最新の総合計画、整・開・保の方針、 都市計画運用指針等との方向性、 関連施策の実施状況 etc)に <b>差異がない</b>	
■概ね評価 できる	若干の乖離は みられるが許 容範囲と言え る	記述内容と現状(最新の総合計画、整・開・保の方針、 都市計画運用指針等との方向性、 関連施策の実施状況 etc)に <b>多少差異が</b> あるが、全体に影響がない	
■あまり評価 できない	少なからず乖 離が見られこ のままでは支 障をきたす	記述内容と現状(最新の総合計画、整・開・保の方針、 都市計画運用指針等との方向性、 関連施策の実施状況 etc)に <b>差異があ</b> り、全体に影響の出る可能性がある	
■評価できない	すでに乖離が 著しく、見直 しが必要	記述内容と現状(最新の総合計画、整・開・保の方針、 都市計画運用指針等との方向性、 関連施策の実施状況 etc)に <b>差異があ</b> り、 <b>乖離が大きい</b>	

## 『弟子屈町都市計画マスタープラン:H22』

	目標項目	評価
【4.市街地 整備の目標】 4-3		
市街地整備の基 本目標	(1) 誰もが安心して暮らしを楽しむまちづくり 文化的生活を楽しむことができる環境を整 えるとともに、防災機能を高めることにより、 子供からお年寄りまで誰もが安心して暮らせ るまちづくりを目指します。	・「都市再生整備計画」 の実施により、防災機 能の充実が図られた。 (評価できる)
	(2)弟子屈らしいゆとりと潤いのあるまちづくり 弟子屈らしい豊かな水と緑を生かし、多様 な自然環境を保全しながら、ゆとりと潤いの あるまちづくり進めます。	・「総合計画」との差 異は見られない (概ね評価できる) 1-1-2-1
	(3) 温泉のまちとして魅力と活力あるまちづくり 温泉のまちとして中心市街地の賑わいや憩 いの場を創出するとともに、来訪者が訪れる 観光交流拠点の再生を進め、魅力と活力ある まちづくりを目指します。	・「都市再生整備計画」 の実施により、道の駅 が再整備された。 (評価できる)
	(4) いつまでも暮らせる住宅・住宅地によるまちづくり 住宅の供給促進や公営住宅ストックの有効 活用による「まちなか居住」の推進や、緑の空間を増やし、誰もがいつまでも暮らせる住環境整備を進めます。	・「総合計画」との差 異は見られない (概ね評価できる) 3-4-2-5
	(5)環境負荷の小さなまちづくり 弟子屈町の持続的発展を推進するため、都 市機能がコンパクトに集積した都市構造、さ らには、地球環境時代に対応した低炭素型都 市構造の構築を目指します。	・「環境基本計画」「温暖 化対策実行計画」が 策定されている。 (評価できる)
	(6) 市街地整備の拠点形成 現在市街地の生活環境の質を高めるととも に、弟子屈町の都市活動を支える上で重要な 地区を拠点として位置づけ、機能の効果的な 集約を図ることで、これからの弟子屈市街地 を特色づける拠点形成を図ります。泉地区を 「医療・福祉施設や子育て支援施設などの集 積を生かした快適な居住空間の形成拠点」と 位置づけ、医療・福祉、子育て支援施設の拠 点形成を図り、また、公営住宅の建替整備を することにより、住宅・住宅地の供給拠点な どの拠点形成を図ります。	・「拠点形成」の具体 性に欠ける。 (あまり評価できない)

目標項目	評価
JR摩周駅を「来訪者を迎える摩周駅周辺の景観形成拠点」、道の駅周辺地区を「観光交流と景観形成拠点」、国道243号、391号沿いのまちのエントランス部分から中心市街地までを「来訪者を迎える緑の景観形成拠点」として、それぞれ、来訪者を誘う景観形成の拠点形成を図ります。	
(7) 市街地の範囲の設定 弟子屈都市計画区域は、市街化を抑制する べき市街地調整区域を定めていない、非線引 き都市計画区域です。このため、弟子屈町が 定めている都市計画用途地域の外縁部の白地 地域においても、住宅地の開発と住宅の建設 などがその範囲を超えて行われ、道路や上下 水道などの基盤整備が後追い的に拡充してい る実態があります。少子高齢化社会において、 今後人口の増加は見込めないことから、持続 可能な都市形成を目指すために、既存の市街 地を将来の市街地の範囲と定め、基本的に市 街地の拡充を行わないこととします。	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)
(8)「弟子屈ルール」づくり 豊かな自然環境の中での居住にあこがれて、都市部などから移住してくる人に対して、 迎える心を大切にしながら、自然環境と調和 した住宅建設のあり方や、ごみ収集・上下水 道・道路の除排雪など行政サービスの供給方 針などについて話し合い、郊外部で安心して 暮らせる仕組みとなる「弟子屈ルール」の作 成が望まれます。	・「まちづくり町民会 議」でルール提言さ れている。 (評価できる)

	目標項目	評価
	②各地区の土地利用方針	・「整・開・保の方針」
	市街地の地形、道路、河川形態などから地区	との差異は見られない
	設定を行い、土地利用の方向性を示します。	コンパクト化の視点が
	a 中央地区	欠ける。
	JRの鉄道と鐺別川に挟まれたエリアであ	(あまり評価できない)
	り、JR摩周駅や商業施設、公共施設が集積	
	し、中心市街地としてまちの顔になる地区で	
	す。地区の土地利用にあたっては、中心市街	
	地としての利便性や賑わいを創出し、まちな	
	か居住の推進を図ります。	
	b 泉地区	
	市街地の南東側に位置する地区であり、厚	
	生病院やおひさま保育園、泉ふれあいセンタ	
	ーなどの福祉施設が集積し、隣接して住宅地	
	が広がっています。現在は、厚生病院及び新	
	泉ヶ丘団地は白地地域となっており、周辺と	
	一体となった良好な市街地形成を図るよう適	
	正な用途地域の指定を検討します。	
	c 高栄地区、美里地区	
	市街地の西側に位置し、弟子屈高等学校、	
	弟子屈中学校が立地、水郷公園や弟子屈神社	
	の豊かな緑がある環境です。一般住宅が集積	
	しており、緑豊かな住環境の形成を図ります。	
	幹線道路沿いは、沿道サービスの立地を誘	
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	道 241 号を挟み住宅が集積してきており、帯 広方面からのまちの入り口に位置しているこ	
	とから、良好な住宅地形成のための検討が望	
	まれます。	
	d 桜丘地区	
	桜ヶ丘の丘陵の緑と鐺別川に挟まれた緑豊	
	かな住環境を形成しており、今後ともこれら	
	の環境と調和した土地利用を図っていきま	
	す。 - 日の山地区	
	e 日の出地区	
	市街地の北東に位置し、用途地域に隣接して公司の登記している。	
	て住宅の建設がみられます。根室及び釧路方	
	面からのまちの入り口に位置していることか	
	ら、良好な住宅地形成のための検討が望まれ	
	ます。	
	f 朝日地区	
	JR釧網本線沿いに位置し工業系及び住居	
	系の用途地域となっています。工業系の一部	
	に住宅建設が進んでいることから、住環境を	
	保全し良好な環境形成を図るため用途転換の	
	検討が望まれます。	
I		

目標項目 評価 g 鈴蘭地区、摩周地区 幹線道路の交差するところであり、道路沿 いにその立地を活かし商業施設や軽工業施設 が集積しており、その外側に住宅地が広がっ ています。商業と軽工業及び住宅地の調和の とれた地区形成が望まれます。国道沿いは、 まちのエントランスとしてまとまりのある環 境形成を促進します。隣接する白地地域につ いては、準工業地域の用途拡大について検討 が望まれます。 h 湯の島地区 中心市街地に隣接しており、地区内には道 の駅があります。本地区は商業地域として用 途の誘導を図ってきましたが、一部に一般住 宅の集積がみられることから、良好な住環境 の形成を図るため用途の見直しを検討しま す。 (2) 将来市街地の範囲の設定 将来市街地は、現在の都市計画用途地域の範 ・「整・開・保の方針」 囲を基本としつつ、用途地域に隣接して整備さ との差異は見られない れている住宅地の一部を含めた概ね 3km 四方 が、コンパクト化の視 の範囲とします。将来市街地として設定してい 点が欠けているほか、 る区域で、用途地域が指定されていない白地地 土地利用整序も実現し 域の内、美里地区、日の出地区、摩周地区など ていない。 の既存集落で、用途地域に隣接し市街地と一体 (評価できない) 的に住環境の保全等を図る必要がある地区に ついては、農林業との調整を図った上で用途地 域の検討を行います。その他の地区について は、必要に応じて特定用途制限地域等を定める ことにより、土地利用の整序を図るよう検討し ます。 (3) 主要用途の配置の方針 ・「整・開・保の方針」 弟子屈町における人口の減少、少子高齢化や との差異は見られな 社会経済の変化を踏まえ、各地区においての適 い。 正な土地利用及び用途の配置を図ります。 (概ね評価できる) ・魅力と活力あるまちの中心づくりのため、中 心市街地の機能の回復を図ります。 ・市街地形成において、朝日地区や湯の島地区 などで、用途の違う土地利用が散見されるよ うになってきていることから、土地利用の動 向を見極め適正な用途の検討を行います。 ・住宅地は、各地区の特性に合った良好な住環 境を配置するとともに、公営住宅整備の検討 を行い、弟子屈らしいゆとりと潤いのある土 地利用を促進します。 ・商業業務地は、地域経済の活性化や地域交流

正な用途配置を図ります。

を促進する重要な役割を担うものであり、適

資料 弟子屈町都市計画マスタープラン実施等の分析 目標項目 評価 拠点商業業務地は、湯の島地区に配置し、温 泉地として商業、娯楽、宿泊機能などの充実を 図ります。 沿道商業業務地は、中央地区、朝日地区、美 里地区及び湯の島地区の幹線道路の沿道に配 置し、周辺住宅地の住環境に配慮しながら、沿 道サービス施設等の立地を誘導します。特に、 湯の島地区の幹線道路沿道については、道の駅 を再生し観光交流拠点として情報受発信の機 能強化を図ります。 ③工業・流通業務地 弟子屈町では、木材製材工場や自動車販売整 備が幹線道路沿いに位置しています。その立地 特性を活かし機能強化を図ります。 一般工業地については、木材製材工場が立地 している朝日地区に配置し、周辺住環境に配慮 した軽工業の集積を図ります。 流通業務地については、自動車販売整備など 沿道サービス型の施設が集積している朝日地 区、鈴蘭地区及び摩周地区に配置し、物流や卸 売の拠点を形成します。 (4) 用途転換に関する方針 ・商業地域の用途転換 中心市街地にある池や自然林を生かした、てし がなされていない。 かがの蔵周辺緑地の遊休地について、文化施設 (評価できない) 等を備えた憩いの場となる公園・緑地とする有 効利用を図るため、土地利用転換について検討 します。その他の遊休地についても、中心商業 業務地における機能の充実やアメニティの向 上等を図るため、土地利用の転換を進めます。 朝日地区の工業地の一部は、住宅と軽工業施 設等が混在しているが、産業構造の転換等に伴 い工業施設の移転が進んでいることから、今後 の土地利用の動向を踏まえ、住宅地への土地利 用の転換を進め、住環境の向上を図ります。 湯の島地区の拠点商業業務地の一部には、商 業業務施設の立地が進まない未利用地があり、 住宅が混在していることから、今後の土地利用 の動向等を踏まえ、住宅地への土地利用の転換 を進め、住環境の向上を図ります。 老朽化した鐺別団地、桜町団地は、弟子屈町 公営住宅等長寿命化計画を含めた利活用を検 討します。また、市街地内に点在する既存不適 格建築物については、適合する用途への指導や

を推進します

誘導を行うほか、適合する用途地域等への計画 的な移転を誘導することで、合理的な土地利用

	目標項目	評価
	(8) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 溢水、湛水、がけ崩れその他災害の発生のお それがある地区については、市街化を抑制する とともに、緑の保全や緑化の促進に努め、災害 を防止するための適正な措置を講じます。	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)
	(9) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 市街地の南部に広がる丘陵地の自然林や樹 林地、市街地郊外の里山、河川敷地については、 今後とも良好な自然環境の保全を図ります。	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)
	(10)計画的な都市的土地利用の実現に関する方針 泉地区の白地地域について、病院、保育園及 び同地区内の公営住宅建替による団地などが 新たに配置されたことから、医療・福祉の拠点 形成と併せた良好な居住環境を維持するため、 農林業との調整を図った上で用途地域への編 入を検討します。 将来市街地として設定されている白地地域 のうち美里地区、日の出地区、摩周地区などの 既存集落においては、土地利用の整序や住環境 の維持・向上を図ることが望まれることから、 農林業との調整を図った上で用途地域の検討 を行います。その他の白地地域は、都市的土地 利用を抑制し良好な環境を維持するため特定 用途制限地域の設定や建築基準法に基づく形 態制限による規制・誘導などについて検討しま す。	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)
5-2 交通体系の整備 方針	(1)交通施設の基本方針 弟子屈町の、将来の都市像を見据えながら、広域道路ネットワークの機能強化と都市 内道路のスムーズな連携を図り、多様な都市 活動、安全で快適な暮らしにとって必要な交 通体系を整備するものとし、その基本方針を 以下のように設定します。 ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を 確保するために、都市の骨格となる都市内道 路網の形成を進めます。 ・弟子屈町の市街地では、道路網が複雑になっ ていることから、広域交通が適切に配分され るように、分かりやすい道路網の形成に努め ます。	・「地域公共交通網形成 計画」が策定されてい る。 (評価できる)

目標項目	 評価
・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進めます。 ・公共交通の利用促進のため、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進めます。また、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進めます。	H I IIM
(2) 道路施設の配置の方針	・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)
(3) 道路施設の整備目標整備水準の目標は、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、街路網は、広域交通に対応する骨格街路網の確保を目指すとともに、都市内の幹線街路網は、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、長期的に、都市計画道路の整備を図ります。 市街地内のスムーズな交通流動の確保と、沿道の土地利用の高度化を誘導するために、商店街の整備と一体となった栄橋通の整備を検討します。 弟子屈中学校・給食センター改築、憩いの広場等の周辺整備や利活用を検討している鐺別団地と一体となった鐺別通の整備を検討します。	・都市計画道路の整備率 が低くい。 (あまり評価できない)

	目標項目	評価
	(4) 水辺の散策道の形成 道の駅から(仮)河川敷公園を結ぶ区間の 釧路川沿いの水と緑を活かして、来訪者を市 街地の中心部に誘ったり、町民が日々の生活 の中で散策を楽しんだりできる水辺の散歩道 の形成を図ります。散歩道の形成にあたって は、地場産のカラマツ材を利用した歩道の整 備や、町民の手づくりのベンチやプランター の設置などによる潤いの演出を検討します。	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)
5-3 景観形成の方針	(1)基本方針     弟子屈町は、摩周湖、屈斜路湖、川湯温泉などの観光地を有し、市街地内には釧路川が流れる摩周温泉があります。市街地内の景観整備にあたっては、自然景観の素晴らしい「温泉のまち」弟子屈のイメージを高めるため、「景観ガイドプラン」にもとづき自然景観と調和する景観形成を促進します。 ①花いっぱいのまちづくりの拡充公共施設やJR摩周駅前のロータリー、各町内会の花壇など、行政と町民の協力で進めている花高識の向上を図りながら徐々に広げていくものとします。 ②来訪者を迎える緑のゲートの形成弟子屈市街から摩周湖へと向かう国道243号沿いを弟子屈の顔として、沿道の土地利用の誘導や土地所有者の協力による緑めることにより、来訪お者を迎える緑のゲートとしての景観形成を図ります。 ③緑の景観保全市街地の南部に広がる桜ヶ丘森林公園や学校林など丘陵地の森林や湯の島地区、里重な緑としての景観保全を図ります。 (2)各地区の整備方針 ①JR摩周駅周辺地区来訪者を迎える拠点として花と緑に包まれた景観形成を図るとともに、弟としての機能拡充を進めます。 ②道の駅周辺地区観光交流と景観整備の重点地区として、「景観がイドプラン」にもとづき、建物の色彩	<ul><li>・「景観計画」が策定 済みである。</li><li>(評価できる)</li></ul>

	目標項目	評価
	郷公園、湯の島公園、(仮)湯の島緑地の保全や街路樹に包まれた湯の島通沿いを花と緑で彩ることを進めます。 ③摩周湖までの広域幹線道路沿道第子屈市街から摩周湖へと向かう国道243号、391号沿いは、来訪者を迎える弟子屈の顔として、沿道の土地利用の誘導や土地所有者の協力による緑化の推進、街路樹や植樹帯の整備などにより、緑あふれる景観形成を図ります。 ④歩行者の回遊空間やその他の街並み形成JR摩周駅及び道の駅から、水辺の散歩道や歩きやすく整備された歩道などを通じて中心市街地へと来訪者を誘うとともに、朝市の開催や個々の商店の販売体制の充実や店先の景観づくりなどにより、来訪者を温かく迎える市街地の形成を図ります。	H I DM
5-4 水と緑の形成方 針	(1)自然的環境の整備又は保全に関する基本方針 弟子屈町における緑地の形態は、市街地の 南部に広がる丘陵地の自然林や樹林地、市街 地郊外の里山などと、市街地を貫流する釧路 川や鐺別川の河川空間が緑の骨格を形成して います。この河川と緑地の形態に即応して、 環境保全、レクリエーション、防災、景観構 成各系統における機能が総合的に発揮され、 水と緑のネットワークを形成するように公園 緑地などを適正に配置し低炭素都市づくりに 向け、整備保全に努めます。	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)
	(2)主要な緑地の配置の方針 日常生活圏の構成や、地理的条件、市街地 の進展動向および誘致距離を勘案し、住民の 身近なレクリエーション活動の場や地震、火 災などの諸災害発生時の一時避難地として住 区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る こととし、湯の島公園、(仮)摩周温泉公園 (旧国立病院跡地)、(仮)泉ヶ丘公営住宅内 公園などの適正な配置、整備を図ります。 スポーツ、文化等のレクリエーション活 動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして 機能する都市基幹公園、地域の特性を活かし た多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備 を図ることとし、水郷公園、摩周観光文化センターの周辺緑地、(仮)弟子屈中学校周辺緑地、羽田里山公園などの配置、整備を図ります。	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)

	目標項目	評価
	中心市街地にある池や自然林を生かした、 てしかがの蔵周辺緑地について、文化施設等 を備えた憩いの広場の配置、整備を図りま す。自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良 好な景観形成に資する緑地の保全や、景観を 楽しみながら緑と触れ合える空間の形成に努 めます。釧路川、鐺別川などの河川空間や幹 線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊か で潤いのある水と緑のネットワークの形成を 図ります。	
	(3)実現のための具体の都市計画制度の方針 緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを 公園、緑地などの都市施設や特別緑地保全地 区、風致地区などの地域地区として、都市計 画決定を行います。	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)
	(4) 水辺を活かした公園緑地等の形成 ゆとりある快適な居住環境の形成に向けて、身近な公園の適正な配置を図ります。釧路川、鐺別川の河川敷等を活かして、パークゴルフなど野外スポーツが楽しめる公園緑地の整備や、水辺に触れられるような親水空間の形成を図ります。また、親水空間を利用して、釧路川の川くだりなどの中継地としての機能(カヌーポートやトイレ、休憩所、案内板など)の拡充を検討します。	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)
	(5)主要な緑地の確保目標 主要な公園緑地として、(仮)弟子屈中学校 周辺緑地、(仮)摩周温泉公園(旧国立病院跡 地)、(仮)泉ヶ丘公営住宅内公園の整備を図 ります。	・「都市再生整備計画」 の実施により、整備さ れた。 (評価できる)
5-5 その他の都市施設等の整備方針	(1)河川 近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下など、水循環機能に大きな変化が生じています。このため、河川については、土地利用との整合を図り、総合的な治水対策を促進します。 治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努めます。 釧路川、鐺別川などの河川については、河川管理者である国や道と連携を深め各種開発事業の調整を図り、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などを図ります。	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)

目標項目	 評価
口惊惧口	□ <b>□</b> □ □ □
(2)下水道 近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下など、水循環機能に大きな変化が生じています。このため、下水道については土地利用との整合を図り、総合的な治水対策を促進します。良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進します。また、市街地の更なる下水道の普及を目指し、未整備区域の幹線管渠の整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行います。さらに、中央地区に処理場、排水区域内にポンプ場を適切に配置し、維持管理を図ります。	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)
(3)上水道 安定した水の供給、安全で良質な水の供 給、サービスの向上を図ります。地震災害 等に強い水道づくりを推進し、応急給水体 制の強化を進めます。 老朽化が進む施設や配水管及び電気・機 械設備等の改修・更新を進めるなど、水道 設備の保全を図ります。 安定した水源を確保し、安全な水を供給 するため、水源水質の監視体制の強化とと もに水質の向上に努めます。	・「総合計画」との 差異は見られない(概 ね評価できる) 3-4-1-1
(4) 温泉 弟子屈町は源泉に恵まれていることから、 町と民間が連携をとって、温泉をクリーンな ローカルエネルギーとして活用していきま す。温泉は、一般住宅の浴用、暖房の熱源、 商店街の歩道の融雪などに活用されており、 今後も安定した温泉の供給に努め、「温泉の まち」の魅力を高める環境づくりの向上を図 ります。 老朽化が進む施設や配水管及び電気・機械 設備等の改修・更新を進めるなど、温泉設備 の保全を図ります。	・「総合計画」との 差異は見られない(概 ね評価できる) 3-4-1-2
(5)廃棄物処理施設 一般廃棄物等の処理施設は、美留和地区に 配置されており、町において定める「一般廃 棄物処理基本計画」等に基づき、適正に処理 していきます。なお、可燃ごみについては、	・「整・開・保の方針」 との差異は見られない。 (概ね評価できる)

	目標項目	評価
	釧路広域連合に加入し、焼却処理しており、 不燃ごみ、資源ごみについては、周辺の自然 環境や住環境に配慮し、計画的な施設の整備 及び維持管理を図ります。また、新規に処理 施設が必要になった場合には、長期的な視点 に立って周辺環境や景観に配慮し、地域住民 の合意を図りながら、総合的な整備の検討を 行います。	・「整・開・保の方針」
	弟子屈火葬場は美里地区に配置されており、周辺環境に配慮するとともに、施設の適切な維持管理により、その機能の維持を図ります	との差異は見られない。 (概ね評価できる)
5-6 都市防災の方針	(1)都市防災の基本方針 町民の生命、財産を災害から保護し安全な 生活を確保するため、自然災害等の予防対 策、災害復旧・復興対策を都市基盤整備の面 から総合的に推進し、災害に強く安心して暮 らせるまちづくりを進めます。また、「弟子 屈町地域防災計画」をもとに防災体制の確立 を図るとともに、「弟子屈町緑の基本計画」 との整合を図りながら、都市防災に関する機 能強化を促進します。	・「総合計画」との差異 は見られない。 (概ね評価できる) 3-5-2-4
	(2) 火災対策による都市防災方針 集団的防火規制として指定されている準防 火地域を今後も維持し、建築物の不燃化の向 上に努めます。また、都市計画道路等の整備 を進め、消防活動及び緊急活動の円滑化や避 難路の確保を行うとともに、火災延焼防止の 機能をもつ公園緑地などの公共空地を計画的 に配置します。	・「総合計画」との差異 は見られない。 (概ね評価できる) 3-5-2-2
	(3) 震災対策による都市防災方針 公共建築物は、避難、救援・救護など応急対策活動の拠点となる施設であり、耐震性、耐火性に配慮してその機能の維持を図るとともに、住宅、建築物における被害を軽減させるため、「弟子屈町耐震改修促進計画」に基づき耐震化の向上に努めます。 改築する弟子屈中学校を防災の核として位置づけ、弟子屈中学校改築後の跡地と町営陸上競技場及び町営野球場を「都市再生整備計画」に基づき、包括した地域防災拠点として位置づけ、再整備を行います。地域における物	・「都市再生整備計画」 により実現している。 (評価できる)

	目標項目	評価
	資、救援、ボランティア活動の拠点としても活用できるよう、公園などの公共空地を適切に配置します。	HT 1144
	(4)浸水対策による都市防災方針 集中豪雨や大型台風などによる浸水地域に ついては、河川整備や下水道整備により改善 を図るなど、災害の未然防止に努めます。	・「総合計画」との差異 は見られない。 (概ね評価できる) 3-5-2-6
5-7 福祉のまちづく りの方針	(1) 福祉のまちづくりの基本方針 障がいのある人もない人も誰もが安心して 暮らせる生活環境の整備をめざし、バリアフ リーやユニバーサルデザインの考えに基づく まちづくりを進めます。	・「総合計画」との差 異は見られない。 (概ね評価できる) 3-4-2-3
	(2) 道路のバリアフリー化整備 高齢者や障がいのある人が安全に移動できるように、歩道及び自転車道の幅員や勾配等については、バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の趣旨に即した整備を進めます。	
	(3) 公園のバリアフリー化整備 高齢者や障がいのある人が安全に移動しや すいように、公園の出入り口、園路、トイレ等 については、バリアフリー新法の趣旨に即し た整備を進めます。	
	(4)建物等のバリアフリー化整備 官公庁施設、教育施設、医療施設等の不特定 多数の方が利用する公共施設の出入口、階段 廊下、トイレ、駐車場、エレベーター等につい て、バリアフリー新法の趣旨に即した整備を 進めます。	
5-8 快適な居住空間 形成ゾーンの整 備方針	(1)施設立地と相互の連携 高齢者が安心して暮らせる地区の形成を目 指して、弟子屈町住宅マスタープラン及び弟 子屈町公営住宅等長寿命化計画に基づき、泉 ヶ丘団地の建替及び公営住宅内公園整備を行 います。 子育て世帯から高齢者世帯が入居する住 宅の供給、地区内の摩周厚生病院、保健福祉 施設と連携し、保健・医療・福祉サービスの 充実を図ります。また、おひさま保育園など	・「公共施設等個別施設管 理基本計画」が策定さ れている。 (評価できる)

	目標項目	評価
	の子育て支援施設、泉の湯の交流施設の立地 を生かし、高齢者だけでなく若年世帯や子供 たちなど多世代の交流を深め、誰もが安心し て快適に暮らしを楽しめる空間の形成を図り ます。	
	(2) 誰もが歩きやすい道づくり     公営住宅、一般住宅、保健・医療・福祉施設、子育て支援施設、公園緑地、各種公共施設、商店街などの相互利用を促進するため、ユニバーサルデザインの導入により安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。     冬でも誰もが安全・快適に歩ける空間づくりを進めるために、歩きにくい、滑りやすいといった冬期特有のバリアの改善に向けて、歩道除雪の充実、凍結しにくい舗装の導入などを図ります。また、横断歩道や交差点周辺の除排雪、高齢者宅の除雪支援など、住民と行政が協力して、効率的・効果的な冬期間の対策を進めます。	・「総合計画」との差異 は見られない。 (概ね評価できる)
	(3) 水と緑を生かした景観形成 丘陵地の緑と鐺別川の水辺に囲まれた地 区として、泉ヶ丘団地の建替にあわせた緑地 空間の形成と建物景観への配慮、道路整備と あわせた街路樹の育成などにより、緑あふれ る景観形成を図るとともに、住民の参加と協 力を得ながら花いっぱいのまちづくりを進 めます。	・「景観計画」が策定済 みである。 (評価できる)
【6.計画の実現に向けて】	(1)住民参加の体制づくり 住民と民間事業者、行政が同じテーブルで 都市計画マスタープランの進行管理や実現 に向けた課題の検討を行える場づくりを検 討します。また、都市計画マスタープランの 取り組み状況などの情報を、広報誌、インタ ーネットのホームページなどさまざまな情 報手段を活用して、幅広く浸透させます。さ らに、住民の具体的なまちづくり活動に対す る支援を検討します。	・「総合計画」との差異 は見られない。 (概ね評価できる) 5-2-1-1
	(2) 庁内の連携による計画の進行管理 都市計画マスタープランに基づく施策・事業の進行管理を行うため、庁内の組織体制、 職員ネットワークの確立を図ります。また、 上位計画の「弟子屈町総合計画」、「弟子屈町 緑の基本計画」、「住宅マスタープラン」、「弟	・「総合計画」との差異 は見られない。 (概ね評価できる) 6-2-2-8

	目標項目	評価	
	子屈町公営住宅等長寿命化計画」、「弟子屈町耐震改修促進計画」、「弟子屈町環境基本計画」、「弟子屈町環境基本計画」、「弟子屈町景観ガイドプラン」、「弟子屈町高齢者保健福祉計画」などの関連計画と連動しながら、事業の具体化に向けた課題が持ち上がった時や本計画の見直しには、庁内の職員ネットワークにより、各課の知恵を集めた協議の場の設置を図ります。		
	(3)関係機関等との協力体制づくり 都市計画マスタープランの実現に向けて、 国や北海道などの関係機関、周辺の市町村と の調整や協力体制づくりを進めます。	・「総合計画」との差異 は見られない。 (概ね評価できる) 6-2-2-2	
	(4) 段階的なまちづくりの実践 都市計画マスタープランの実行過程にあわせて、住民、民間事業者、行政がパートナーシップを組んでまちづくりを進めていきます。そのために、ソフト施策などできることから少しずつでも実行しながら、実現化していくことの手応えをもとに、段階的に次のステップへとつなげていくものとします。また、社会経済情勢の変化などが生じた場合は、都市計画マスタープランを点検・評価し、次への展開に向けた施策・事業の見直しや、新しい施策・事業の検討を行います。	・「総合計画」との差異 は見られない。 (概ね評価できる) 6-2-1-2	

